

委 託 設 計 書

所 属 部 課 名	建設部 下水道整備課								
部長	審議監	課長	補佐	補佐	主幹	班	班	設計者	設計審査
委 託 名	市川第4-4処理分区準幹線実施設計業務委託 (R8-2)								
委 託 場 所	松戸市 高塚新田 地先								
事 業 年 度	令和 8 年度								
委 託 価 格	円								
委 託 料 計	円								

設 計 説 明	管路施設実施設計（汚水） 路線延長 847m 開削工法 847m
------------------	--

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
実施設計業務								
設計業務								
		管路施設実施設計（新設・詳細）	開削工法（内径1200mm未満）	式	1			第 1 号単価表参照
		報告書作成（詳細設計）		式	1			第 2 号単価表参照
		設計協議	管路施設実施設計（詳細設計）	式	1			第 3 号単価表参照
	直接人件費計							
	直接経費			式	1			
		旅費交通費		式	1			
		電子成果品作成費		式	1			
	直接経費計			式	1			
	直接原価計			式	1			

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		その他原価		式	1			
		業務原価		式	1			
		一般管理費等		式	1			
		設計業務価格						
測量業務								
		路線測量		式	1			第 1 号内訳書参照
		安全費		式	1			
		直接測量費計						
		諸経費		式	1			
		測量業務価格						
		委託価格		式	1			

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		消費税及び地方消費税 相当額		式	1			
業務委託料計				式	1			

第 1 号内訳書 路線測量

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮BM設置測量	市街地乙・交通量3000台以上／12時間	km	0.847			第 4 号単価表参照
縦断測量	市街地乙・交通量3000台以上／12時間	km	0.847			第 5 号単価表参照
計						

第 1 号 単価表

管路施設実施設計 (新設・詳細)

開削工法 (内径1200mm未満)

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
調査 資料収集	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 6 号単価表参照
調査 公図調査	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 7 号単価表参照
調査 現地踏査	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 8 号単価表参照
調査 現地作業	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 9 号単価表参照
設計計画	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 10 号単価表参照
各種計算	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 11 号単価表参照
設計図作成	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 12 号単価表参照
数量計算	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 13 号単価表参照
照査	開削工法 (内径1200mm未満)	式	1			第 14 号単価表参照
計	1 式 当り					

SDGS05200

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6
 J07 耐震設計の有無 = 2

無

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0
 J10 別途計上項目の有無 = 1

無

第 2 号 単価表

報告書作成（詳細設計）

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
計	1 式 当り					

SDGS06502

J01 報告書作成の割増率[%] = 0

第 3 号 単価表

設計協議

管路施設実施設計(詳細設計)

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
計	1 式 当り					

SDGS05215

J01 業務内容区分 = 1

標準

J02 中間打合せ回数[回] = 3

第 4 号 単価表

仮BM設置測量

市街地乙・交通量3000台以上/12時間

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測定設置		km	1			第 15 号単価表参照
計算		km	1			第 16 号単価表参照
点検整理		km	1			第 17 号単価表参照
計	1 km 当り					

第 5 号 単価表

縦断測量

市街地乙・交通量3000台以上/12時間

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
観測	縦断測量	km	1			第 18 号単価表参照
縦断面図作成	縦断測量	km	1			第 19 号単価表参照
点検整理	縦断測量	km	1			第 20 号単価表参照
計	1 km 当り					

第 6 号 単価表

調査 資料収集

開削工法（内径1200mm未満）

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

SDGS05201

J01 総管路延長[m] = 847

J03 設計条件補正増減率[%] = 0

J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847

J04 地盤条件補正率[%] = 0

J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 7 号 単価表

調査 公函調査

開削工法（内径1200mm未満）

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

SDGS05202

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 8 号 単価表

調査 現地踏査

開削工法 (内径1200mm未満)

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

SDGS05203

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 9 号 単価表

調査 現地作業

開削工法 (内径1200mm未満)

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

SDGS05204

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 10 号 単価表

設計計画

開削工法（内径1200mm未満）

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
計	1 式 当り					

SDGS05205

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 11 号 単価表

各種計算

開削工法 (内径1200mm未満)

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

SDGS05206

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 12 号 単価表

設計図作成

開削工法 (内径1200mm未満)

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

SDGS05211

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 13 号 単価表

数量計算

開削工法 (内径1200mm未満)

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

SDGS05212

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 14 号 単価表

照査

開削工法（内径1200mm未満）

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
計	1 式 当り					

SDGS05213

J01 総管路延長[m] = 847
 J03 設計条件補正増減率[%] = 0
 J05 工区数補正率[%] = 6
 J07 照査の割合補正[%] = 100

J02 当該管路延長[m] = 847
 J04 地盤条件補正率[%] = 0
 J06 その他の補正増減率[%] = 0

第 15 号 単価表

測定設置

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				外業
測量技師補		人				外業
測量助手		人				外業
機械経費		式	1			
材料費		式	1			
精度管理費		式	1			
計						
	変化率					

SWS104001

J01 地域による変化率[km] = 0.3

J02 交通量による変化率 = 1

3000台以上/12時間 [+0.2]

第 16 号 単価表

計算

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師補		人				内業
測量助手		人				内業
機械経費		式	1			
材料費		式	1			
精度管理費		式	1			
計						
	変化率					

SWS104002

J01 地域による変化率[km] = 0.3

J02 交通量による変化率 = 1

3000台以上/12時間 [+0.2]

第 17 号 単価表

点検整理

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				内業
測量技師補		人				内業
機械経費		式	1			
材料費		式	1			
精度管理費		式	1			
計						
	変化率					

SWS104003

J01 地域による変化率[km] = 0.3

J02 交通量による変化率 = 1

3000台以上/12時間 [+0.2]

第 18 号 単価表

観測

縦断測量

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				外業
測量技師補		人				外業
測量助手		人				外業
機械経費		式	1			
材料費		式	1			
精度管理費		式	1			
計						
	変化率					

SWS104101

J01 地域による変化率[km] = 0.3

J02 交通量による変化率 = 1

3000台以上/12時間 [+0.2]

第 19 号 単価表

縦断面図作成

縦断測量

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				内業
測量技師補		人				内業
測量助手		人				内業
機械経費		式	1			
材料費		式	1			
精度管理費		式	1			
計						
	変化率					

SWS104102

J01 地域による変化率[km] = 0.3

J02 交通量による変化率 = 1

3000台以上/12時間 [+0.2]

第 20 号 単価表

点検整理

縦断測量

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				内業
測量技師補		人				内業
機械経費		式	1			
材料費		式	1			
精度管理費		式	1			
計						
	変化率					

SWS104103

J01 地域による変化率[km] = 0.3

J02 交通量による変化率 = 1

3000台以上/12時間 [+0.2]

実施設計業務委託標準仕様書

令和8年度

松戸市 建設部 下水道整備課

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書及び特記仕様書に基づいて、設計図書に示された委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書及び特記仕様書並びに松戸市下水道実施設計指針（以下「指針」という。）に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

- (1) 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。
- (2) 受注者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために監督職員から貸与された個人情報記録された公文書を複写し、又は複製してはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
 - 1) 業務計画書
 - 2) 実施工程表
 - 3) 職務分担表
 - 4) 完了届
 - 5) 納品書
 - 6) 請求書等

1.10 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- (2) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議並びに現地調査に出席しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 照査技術者

- (1) 受注者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- (2) 照査技術者は、前項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

1.12 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.13 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務を進める上で必要な資料、情報を収集し、平縦断面図、工法検討案の作成後、速やかに発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、成果品完成後に発注者の最終審査を受けなければならない。
- (3) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

1.14 成果品の納品

- (1) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (2) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とする時又は協議を受けた時は、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 地元関係者との交渉

- (1) 地元関係者への説明、交渉等は原則発注者が行うものとするが、発注者の指示がある場合は、これに協力するものとする。これらの交渉に当り、受注者は地元関係者に誠意を持って接しなければならない。
- (2) 受注者は、屋外で行う業務の実施に当って、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、発注者の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受注者は、発注者の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で速やかに発注者に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1.17 安全の確保

- (1) 受注者は、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- (2) 受注者は、屋外で行う業務に際しては、業務等の関係者だけでなく、近隣住民、通行人、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (3) 受注者は、屋外で行う業務の実施に当り、事故等が発生しないよう安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

1.18 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。なお、業務完了時、証明書は速やかに返還しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書及び特記仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は仕様書等に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物その他の支障物件（電柱・架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

- (1) 設計図書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況、周辺環境、分水嶺等、現地を十分に把握しなければならない。
- (2) 現地踏査は、受発注者合同でも実施するものとし、実施時期については監督職員と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。なお、実施回数は1回を見込んでいるが、追加等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、合同現地踏査の実施に先立ち、確認項目等を整理した計画書を提出すること。なお、必要に応じて受発注者協議の上、合同現地踏査に地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求め、その内容を設計に反映し品質確保を図るものとする。

2.3 地下埋設物調査

- (1) 設計図書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、通信設備等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に示された設計対象区域について、試掘調査を実施する必要があると判断した場合には監督職員と協議するものとする。

2.4 公私道調査

道路、水路、設計路線沿線の私有地等について、公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 既設管調査

受注者は、既設管きょ及びマンホール等の諸元を確認しなければならない。なお、既設管調査についても業務に含まれるものとする。

2.6 現場環境調査

道路状況、周辺状況等を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

2.7 調査に係る渉外事務

受注者は、調査、設計上必要となる渉外事務を行わなければならない。受注者の責任において解決できない場合は、発注者と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に記録し、速やかに報告するとともに、業務完了時に提出しなければならない。

2.8 公共汚水柵調査（汚水設計の場合）

受注者は、各宅地の排水状況、既設地下埋設物、柵設置位置等を十分に検討し、本管設置計画及び箇所数を決定するものとする。設置基準に関しては、指針に基づくものとする。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録して議事録を発注者に提出し、相互に確認しなければならない。
- (3) 第1回打合せでは、松戸市における基本的な考え方を、発注者、受注者において確認する。
- (4) 主任技術者は、必要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (5) 受注者は、毎月末時点での作業進捗状況を書面または電子メールにて報告するものとする。

3.2 設計基準等

設計に当たっては、設計図書及び本市の指針、参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等は、すべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

- (1) 受注者は、第2章調査の各項の調査と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書の確認、精査をしなければならない。
- (2) 系統変更等が必要となった場合は、変更施設平面図、流量表、変更理由、その他資料を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、本設計路線に係る基本設計報告書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、指針等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない

第4章 設計細則（詳細設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、指針に基づき作成するものとし、図面完成時には、発注者の承認を受けなければならない。なお、図面作成には、河川、鉄道、国県道等に係る関係機関との協議に必要な詳細図の作成、工事、設計に必要な申請（占用許可、協議等）に関する書類作成を含むものとする。

4.2 工法の選定

- (1) 工法については、関係機関を含む協議事項及び施工箇所の状況、その他関係資料を検討の上、施工性、経済性、工期等を考慮し、発注者と協議しなければならない。又、工法決定に至るまでの工法の種類、経済比較、必要工期、施工の難易度、工事公害等に関する工法検討書を提出しなければならない。
- (2) 特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、そのカタログや施工事例、説明書等を提出し協議しなければならない。
- (3) 下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）における実証技術の導入に係る検討を行い、導入可能な場合には発注者と協議しなければならない。なお、実証技術の対応施設でない場合や、検討により導入しない場合であっても検討結果を報告書に明記すること。

4.3 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、最新の設計基準に基づき、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.4 報告書

報告書は、当該設計に係る取りまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は漏洩なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、流量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

5.4. 照査の実施

照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者が照査したことを証した書類とともに、設計報告書に添付しなければならない。

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は、以下のものを提出しなければならない。なお、工区分けについては特記仕様書に示すとおりとし、工区番号など詳細については発注者の指示に従うこと。

(1) 報告書 …… 2部 (A4ファイル・工区ごと)

(2) 報告書(電子データ) …… 2部 (CD-R・工区ごと)

電子データのファイル形式については、PDF形式とする。なお、設計図面及び数量計算書はオリジナルデータも提出するものとし、その他の電子データについても可能な限りオリジナルデータを提出しなければならない。オリジナルデータのファイル形式については、報告書本文はWord形式、数量計算書はExcel形式、設計図面はDWG形式とする。

6.2 報告書添付資料

報告書には指針に基づき、設計根拠資料をすべて添付しなければならない。

6.3 電子媒体

成果品の電子納品の使用媒体はCD-Rとする。IS09660フォーマット(レベル1)を標準とし、以下の要領に基づき作成すること。

(1) ウィルス対策

成果品の電子納品において、納品前には必ず以下の項目に従ってウィルス対策を行うこと。

- 受注者は、納品すべき最終成果品が完成した時点で、ウィルスチェックを行う。
- ウィルス対策ソフトは指定しないが、シュアの高いものを利用する。
- ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用する。
- 納品する媒体のラベルに、ウィルスに関する情報を記載する。

- ① 使用したウィルス対策ソフト名
- ② ウィルス定義年月日又はパターンファイル名
- ③ チェック年月日

(2) ラベル

成果品の電子納品時における電子媒体に用いるラベルについては、以下の各項目に従うものとする。ラベルは媒体に直接印刷するか、専用のラベル用紙を確実に貼り付けるものとし、媒体のラベルには、以下の情報を明記すること(右図参照)。

- TECRIS登録番号
- 業務名称及び工区番号
- 作成年月
- 発注者名
- 受注者名
- 何枚目/総枚数
- ウィルスチェックに関する情報
- フォーマット形式(CD-RWの場合)



第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる図書の最新版を参考にして行うものとする。

- (1) 松戸市下水道実施設計指針
- (2) 松戸市管理道路の道路掘削・復旧等の基準
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (9) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (12) 水理公式集（土木学会）
- (13) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (14) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (15) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (17) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (18) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (19) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (20) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (21) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (22) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (23) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (24) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (25) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (26) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
- (27) その他

実施設計業務委託特記仕様書

～市川第4-4処理分区準幹線実施設計業務委託（R8-2）～

令和8年度

松戸市 建設部 下水道整備課

第1条 適用範囲

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、松戸市の発注する「市川第4－4処理分区準幹線実施設計業務委託（R8-2）」（以下「本業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、必要な事項その他を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。この仕様書に記載されていない事項は、「実施設計業務委託標準仕様書」によるものとし、業務全般における統一的な解釈及び運用については、千葉県県土整備部（令和7年10月1日適用）の設計業務等共通仕様書、測量業務共通仕様書等を準用するものとする。

第2条 業務の目的と概要

本業務の設計路線は、別添案内図に示す松戸市高塚新田地先（市川第4－4処理分区）とし、松戸市流域関連公共下水道事業計画に準じて、管路施設実施設計（新設・詳細設計）を行うものである。

第3条 業務内容

1 汚水実施設計（新設・詳細設計）

受注者は、下記の事項について作業を実施するものとする。

(1) 調査

1) 資料収集

資料収集には地下埋設物調査及び既設管調査を含めるものとする。

2) 公図調査

3) 現地踏査

受発注者は、合同で現地踏査を実施するものとし、実施時期については監督職員と協議するものとする。なお、実施回数は1回を見込んでいるが、追加等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。なお、受注者は、合同現地踏査の実施に先立ち、確認項目等を整理した計画書を監督職員に提出すること。

4) 現地作業

(2) 設計計画

(3) 各種計算

(4) 設計図作成

設計図には、舗装本復旧平面図や関係機関との協議図面も含めるものとする。

(5) 数量計算

数量計算書については、全体数量及び国費補助対象分数量の2種類を作成するものとする。

- (6) 照査
- (7) 報告書作成
- (8) 設計協議

2 路線測量

受注者は、汚水実施設計に係り、下記に示す測量を実施するものとする。

- (1) 仮BM設置測量
水準基準点については、発注者の指示に従うこと。
- (2) 縦断測量

第4条 設計計画

受注者は、設計計画に当り、以下の項目について実施しなければならない。

- (1) 本業務の契約を締結してから10日以内に初回打合せを行い、初回打合せ日から起算して30日以内を目途に、資料収集及び現地調査を完了させ、仮平面図及び仮縦断図を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、管きよ高さの決定にあたっては、公共汚水ます及び取付管の検証を十分に行うものとし、管きよ高さの決定根拠について監督職員の確認を受けること。また、本設計路線は埋設物が輻輳していることから、工法及び流下方向など認可計画の変更が必要と判断される場合には監督職員と協議すること。
- (3) 本設計路線の最下流部は、過年度に実施した実施設計業務成果を踏まえ、検討を行うものである。受注者は、接続部の位置や構造、管きよ高さ等について検証した上で必要な助言や提案を行うこと。
- (4) 発注者にて別途実施する予定である「土質調査業務」及び「地下埋設物調査業務（試掘）」について、受注者は前項に示す仮平面図及び仮縦断図をもとに必要な助言や提案を行い、当該業務を円滑に進めることができるよう、誠意をもって協力しなければならない。
- (5) 周辺の既存ボーリング資料がある場合には、松戸市にて実施した調査資料を貸与する。また、受注者においても、国土交通省、国立研究開発法人土木研究所及び国立開発研究法人港湾空港技術研究所が運営し土木研究所が管理する「国土地盤情報検索サイト」や、千葉県が公表している「ちば情報マップ」の既存資料等を収集し検討すること。
- (6) 道路用地等における現地調査や測量作業等の実施にあたって、受注者は管理者の指示に従うものとし、作業に係り必要となる手続き等についても実施すること。
- (7) 当該路線は一方通行の規制路線を含むものである。そのため、迂回路の計画など施工時における

交通計画案について作成するものとする。

第5条 報告書

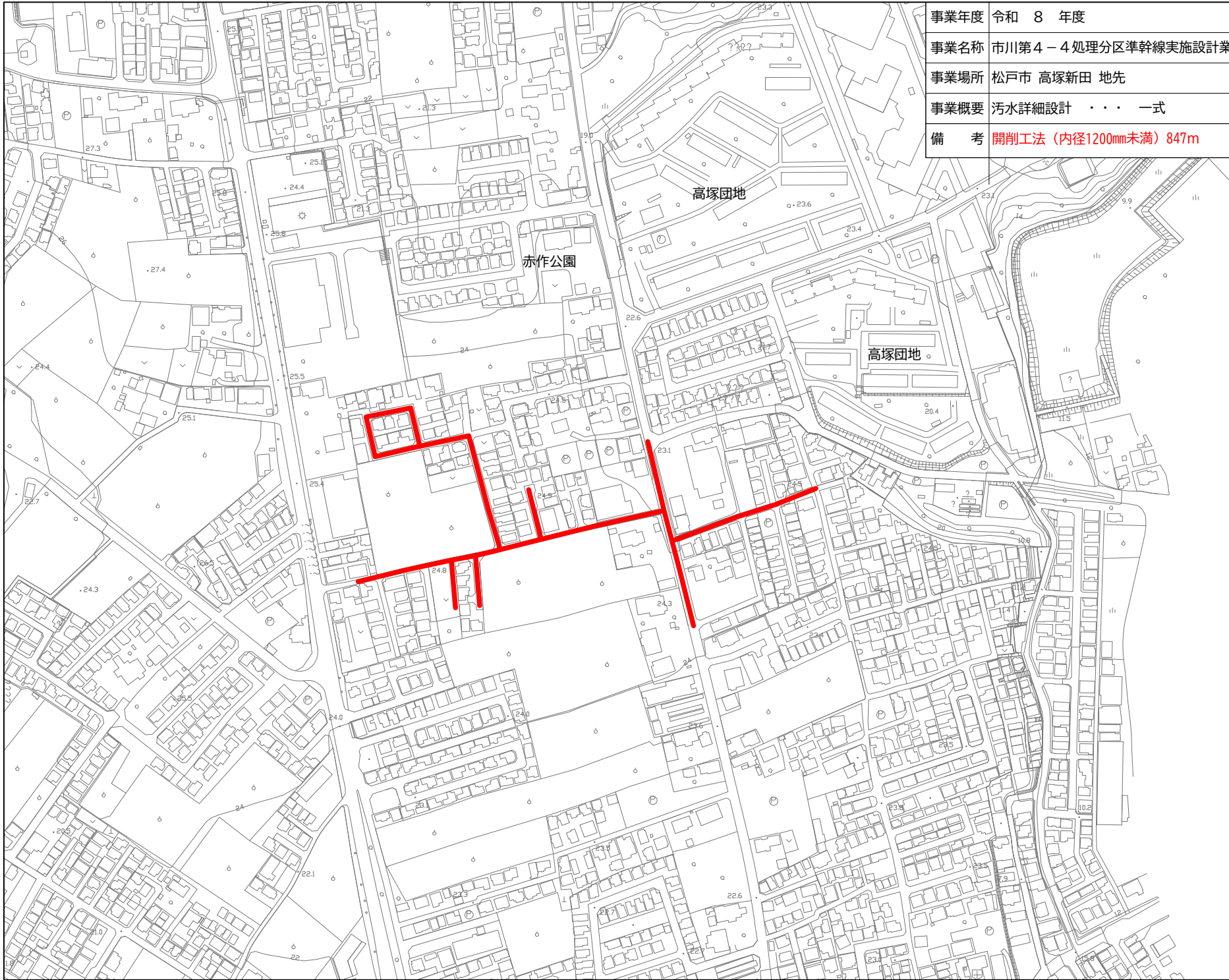
受注者は、報告書に当り、以下の項目について実施しなければならない。

- (1) 受注者は、工区ごとに報告書を作成し提出しなければならない。なお、本業務の工区分けについては、2工区とする。
- (2) 本業務の委託期間は令和9年2月26日としているが、以下の項目については令和9年1月29日までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。
 - ・業務概要書
 - ・設計図面
 - ・数量計算書

設計条件項目表

項目	設計条件
管径・工法及び延長	開削工法 φ200m …847m
特殊構造物	特殊構造物 なし ・ 耐震設計 なし
報告書作成	あり
設計協議	中間打合せ 3回（合同現地踏査1回を含む）
施工法等の比較検討	なし
耐震計算(応答変位法)	なし
耐震設計	なし
設計条件補正	なし
計画工区数	2工区
その他補正	なし

事業年度	令和 8 年度
事業名称	市川第 4 - 4 処理分区準幹線実施設計業務委託 (R8-2)
事業場所	松戸市 高塚新田 地先
事業概要	污水詳細設計 . . . 一式
備考	開削工法 (内径1200mm未満) 847m



市川市域

積算書

業務名称：市川第4 - 4 処理分区準幹線実施設計業務委託 (R8-2)

(1) 設計業務

工種・種類 (数量一式)
直接人件費
直接経費
その他原価
一般管理費等
設計業務費計

【各項目の内訳】

直接人件費	=	直接人件費計
直接経費	=	直接経費計
その他原価	=	その他原価
一般管理費等	=	一般管理費等

(2) 測量業務

工種・種類 (数量一式)
直接測量費
諸経費
測量業務費計

【各項目の内訳】

直接測量費	=	直接測量費計
諸経費	=	諸経費(測量業務)

業務価格総計 (1) + (2)
消費税及び地方消費税相当額
業務委託料